

K Y O U S A I S A G A

共済さが

平成20年

3月号

No.336

平成20年3月27日発行



平成19年度写真コンテスト 準特選 太良町 與猶 正弘 「お姉ちゃん 僕を噛まないで！」

- 平成20年度の「掛金・負担金率」短期（医療）給付
10.9%引き上げ・介護保険0.9%引き下げ……………2
- 平成20年4月1日から高齢者の医療制度が変わります …4
- 平成20年4月から保健事業の内容が一部変わります ……6
- 平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まります …7
- 「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」
を送付します ………………8
- 被扶養者の異動手続きはお早めに ………………9
- 写真コンテスト入賞作品発表 ………………10

佐賀県市町村職員共済組合
〒840-0041 佐賀市城内1丁目5番14号
TEL 0952-29-0331・FAX 0952-29-7647

平成20年度の「掛金・負担金率」 短期（医療）給付10.9%引き上げ！ 介護保険0.9%引き下げ

■短期（医療）給付の

掛金・負担金率引き上げ

平成20年度の短期給付事業は、主に次の理由により、現在の掛金・負担金率で運営を行うことが非常に困難な状況となったことから、短期経理財政の円滑な運営を行うために、掛金・負担金率を大幅に引き上げることになりました。

①高齢者医療制度や政府管掌健康保険への支援金等の増加

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度と前期高齢者医療制度に対し、現役世代の保険料負担として、新たに「支援金」や「納付金」を拠出します。新しい制度発足により、老人保健制度と退職者医療制度は廃止されますが、経過措置が設けられた「退職者医療制度の拠出金」は、当分の間支出することになります。

また、政府（社会保険庁）が管掌する健康保険への国庫負担が削減され、財政支援措置として共济組合等が「支援金」を拠出することになります。

②医療費の増加

平成20年度の組合員一人当たりの医療費は前年度よりも3・7%の増加が見込まれます。また、平成19年度は、予算額よりも医療費が増加傾向にあり「欠損金」を20年度へ繰り越す見込みです。

③標準給与総額（給料と期末手当）の減少

組合員数の減少と平均給料月額の下下により、保険料収入の基礎となる標準給与総額は前年度よりも3・3%減少することが見込まれます。

■組合員の掛金率が基準率の

引き上げにより大幅に増加

組合員の掛金は、全国市町村職員共済組合連合会が行う「財政調整事業（※1）」と「特別財政調整事業（※2）」の適用による資金の交付により、負担の軽減が図られています。

財政調整事業は、連合会を構成する組合のうち、短期経理の財政窮迫組合に対して財政支援を行うもので、法定給付に対する掛金率が一定の交付基準率を超えている場合に適用されます。

平成20年度から、支援金等による負担増加により、連合会の構成組合全体が大幅な財源率引き上げを行うことから、この交付基準率についても見直しが行われ、一般職で6・25%（特別職5%）引き上げられることになりました。

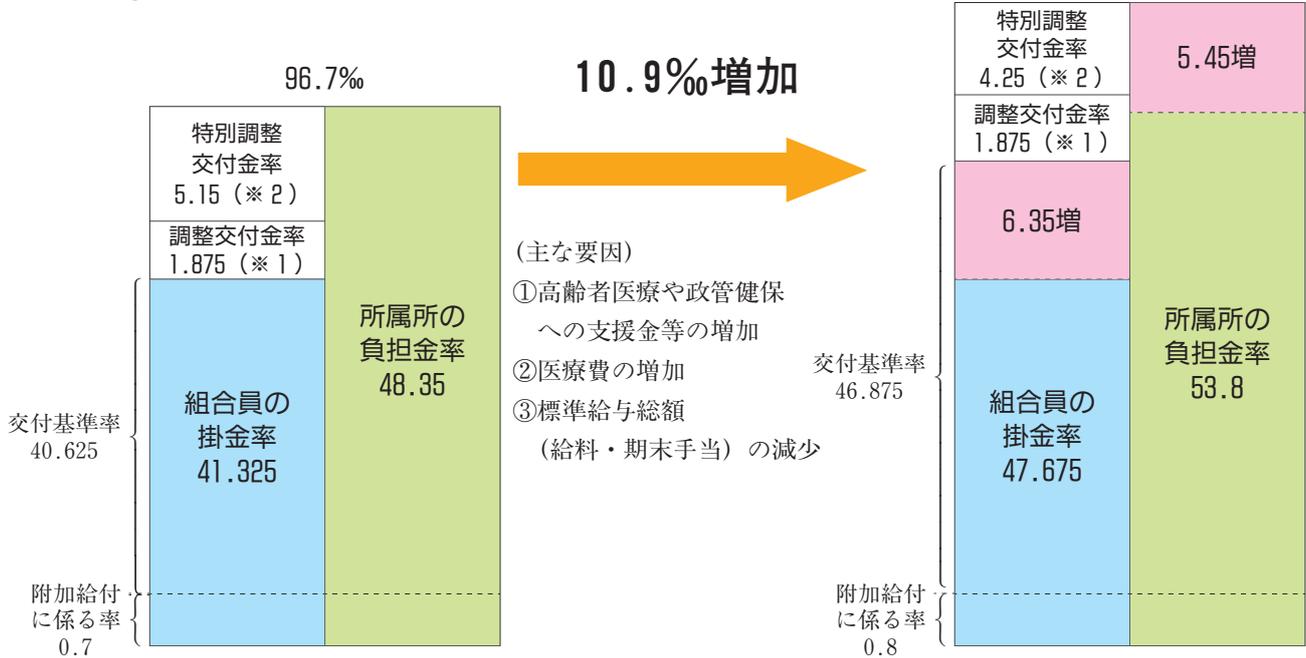
このため、これまで一定水準に抑えられていた掛金が平成20年度は大幅に増加することになります。



短期給付の掛金・負担金率（％）

〔平成19年度〕（一般職の給料に対する率）

〔平成20年度〕
107.6%



〔※1〕「短期給付財政調整事業」と「調整交付金」

法定給付に係る所要財源率が一定の交付基準率を超えている組合に、全国市町村職員共済組合連合会から「調整交付金」が交付されます。

〔※2〕「短期給付特別財政調整事業」と「特別調整交付金」

短期給付財政調整事業の調整交付金率の上限をさらに上回る掛金率となった場合、総務大臣から「特別調整組合」として認定された組合に、連合会から「特別調整交付金」が交付されます。

○「短期給付財政安定化計画」を策定しました！

共済組合の短期給付財政は大変厳しい状況にあります。そのため、より一層「医療費増高対策」・「健康づくり事業」に積極的に取り組むため、「平成20年度短期給付財政安定化計画」を策定しました。

今後も、短期給付の「財政安定化」に向けて、各所属所と連携をとりながら、これまで以上に医療費増高対策に努めていきますので、組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

「平成20年度 短期給付財政安定化計画」については、ホームページに掲載しております。

介護保険の掛金・負担金率（一般組合員の給料に対する率）

〔平成19年度〕



0.9%減少

〔平成20年度〕



平成20年度は、「介護保険納付金の減少により、介護保険の「掛金・負担金率」を次のとおり引き下げます。

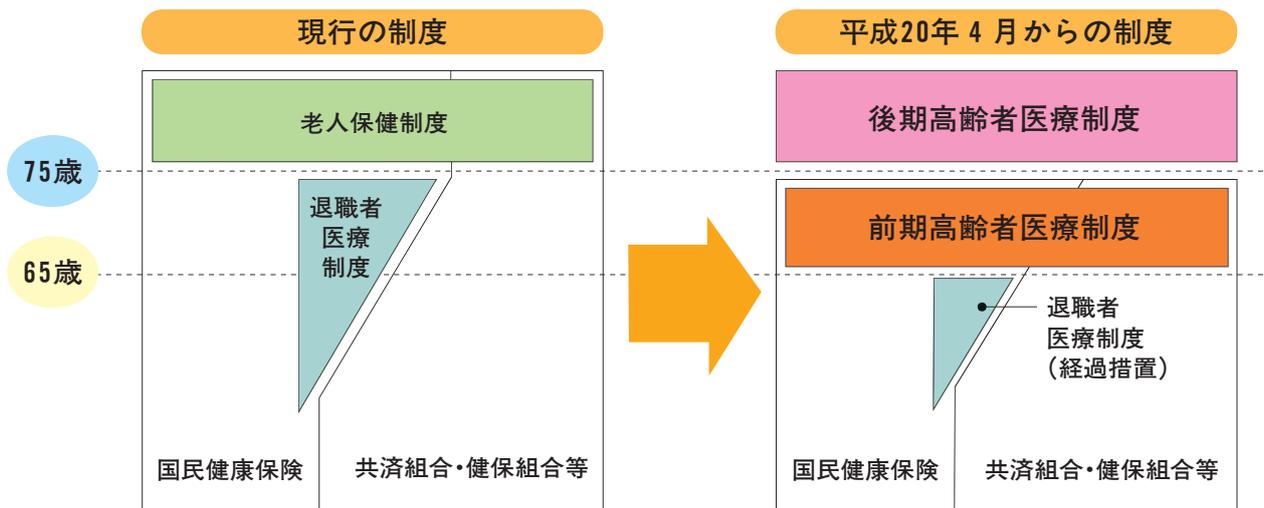
■ 介護保険の掛金・負担金率引き下げ

平成20年4月1日から

高齢者の医療制度が変わります

75歳以上の組合員・被扶養者の方は、これまで共済組合に加入しながら「老人保健制度」に基づく医療を受けていましたが、平成20年4月1日から独立した医療保険となる「後期高齢者医療制度」に加入し医療を受けることになります。

また、65歳から74歳の方は今までどおり共済組合に加入した状態で「前期高齢者医療制度」の適用を受けることになります。



〔後期高齢者医療制度のしくみ〕

| | |
|----------|---|
| 運営主体 | 都道府県ごとに市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」 |
| 被保険者 | 75歳以上の人と寝たきり等の一定の障害があると認定された65歳以上の人 |
| 保険給付 | 医療サービスの提供（現物給付）と高額療養費の支給等（現金給付） |
| 保険料 | 各都道府県の広域連合ごとに決まり、原則として年金から徴収（これまで保険料負担のなかった共済組合等の被扶養者であった方も保険料を納めることになります。） |
| 医療費の窓口負担 | 原則として1割負担、現役並み所得者は3割負担 |
| 財政 | 保険料が約1割、共済組合等の現役世代からの支援金が約4割、公費が約5割 |

〔前期高齢者医療制度のしくみ〕

| | |
|----------|---|
| 被保険者 | 65歳から74歳までの方（国民健康保険・被用者保険（共済組合等）に加入したまま、「前期高齢者医療制度」に加入） |
| 医療費の窓口負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の方は3割負担 ・70歳から74歳の方は平成20年4月からは原則として2割負担（平成20年4月から平成21年3月までの医療費の窓口負担は1割に据置）、現役並み所得者は3割負担 |
| 財政 | <p>前期高齢者の対象者の約8割が国民健康保険に加入しており、この加入者の偏りによる国民健康保険と被用者保険との間の医療費負担の不均衡を、それぞれの加入者に応じて財政調整されることになります。</p> <p>全国平均の前期高齢者の加入率と比較して、加入率の高い国民健康保険は調整金を受け取り、低い共済組合などは調整金を拠出することになっています。</p> |

後期高齢者医療制度 Q&A

Q1：共済組合の組合員が75歳になった時は？

A1：共済組合の短期給付(医療保険)の組合員資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入することになります。(長期給付(年金)の組合員資格は喪失しません。)その時に75歳未満の被扶養者がいる場合は、共済組合の被扶養者ではなくなるため、75歳になるまでの間、国民健康保険に加入することになります。

Q2：共済組合の被扶養者が75歳になった時は？

A2：共済組合の被扶養者資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

Q3：医療機関で受診する際の被保険者証(保険証)はどうなるの？

A3：平成20年3月31日現在、75歳以上の方(老人保健に該当されている方)には、平成20年4月1日までに新しい被保険者証(「後期高齢者医療被保険者証」)が、市町村役場から送付されます。

また、平成20年4月1日以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日までに新しい被保険者証が、市町村役場から送付されます。

なお、現在、共済組合に加入している方は、資格を喪失することになりますので、組合員被扶養者証等は、共済組合へ返還していただくことになります。

Q4：保険料はどうなるの？

A4：○均等に負担していただく「被保険者均等割」(佐賀県：47,400円)

○所得に応じた部分「所得割」(佐賀県：所得金額の8.8%)

上記の合算額を、年金からの天引きによる方法で納めていただきます。なお、年金からの天引きが出来ない方は、市町村役場において直接納めていただくことになります。

Q5：被扶養者の負担軽減とは？

A5：後期高齢者医療制度に加入する前に社会保険や共済組合の被扶養者であった人は、これまで保険料を負担していなかったため負担が軽減されます。

[平成20年4月～平成21年3月の保険料の取扱い]

※平成20年4月から9月までの6ヶ月間が免除となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間が、「被保険者均等割」の保険料額が9割軽減された額(「所得割」による保険料の当該期間に係る負担はなし)となります。

◎後期高齢者医療制度の詳細については、各都道府県の広域連合又は市町村の窓口にお問い合わせください。

ホームページを オープンしました！

共済組合のホームページを開設しました。

組合のあらましや各種申請様式、「こんなときこんな手続き」などのメニューを用意しています。

最新の情報をお届けするとともに、内容の充実も図っていきますので、ぜひご活用ください。



ヘルシーダイヤル(健康オンライン)・
Health news & column・健康レシピ
などのメニューもあります

<http://www.saga-kyosai.jp>

メールでの「健康相談」が 使いやすくなりました！

ホームページのトップページにある「ヘルシーダイヤル」をクリックすると、「健康オンライン」ページになりますので、ID「290331」を入力後、ご利用ください。



電話での健康相談もご利用ください！
0120-736-226(携帯電話からも利用できます)

平成20年4月から保健事業の内容が一部変わります

共済組合では、組合員やその家族のみなさんの健康の保持増進を図るため検診助成をはじめとする各種保健事業を実施しております。平成20年4月からは、生活習慣病の予防を推進するための特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施が全医療保険者に義務付けられ、共済組合においても保健事業において特定健診等を実施していくこととなります。

この特定健診等の実施により、被扶養者の健診、組合員及び被扶養者の保健指導に係る新たな事業費用発生に伴い、保健事業における検診助成事業の再構築を中心に全般的な見直しを行った結果、次の事業の廃止、改正を行いました。

1 特定健康診査・特定保健指導の実施（P.7 詳細）

●特定健康診査

40歳～74歳までの被扶養者の特定健康診査を実施します。

（組合員については、職場の健康診断及び人間ドックの健診結果を共済組合が受け取ることにより、特定健康診査の実施とみなされます。）

●特定保健指導

特定健康診査の結果、保健指導が必要と認められる組合員及び被扶養者の中から、共済組合が生活習慣の改善により予防効果が大いに期待できる者に対して、特定保健指導を実施します。



2 事業の見直し

●生活習慣病予防検診助成の見直し

職場で実施される労働安全衛生法の規則に基づく定期健康診断の検査項目に、共済組合が指定する18項目の検査項目を附加して実施した場合、その費用を助成し生活習慣病予防の充実を図ります。助成については「全組合員」を対象とします。

3 事業の廃止

●人間ドック助成を平成22年度から廃止

※平成20年度・平成21年度については、助成割合を引き下げて実施します。

一般ドック助成…検診料金の50% 指定年齢ドック助成…検診料金の70%

●妊婦検診助成の廃止

※平成20年3月31日までの出産に係る助成をもって事業を廃止します。

●健康優良者等表彰の廃止

※平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間無診療の組合員及び家庭の主婦の表彰をもって事業を廃止します。

●新規組合員への医学書等の配付を廃止

●写真コンテストの廃止

●体育・レクリエーション助成の廃止

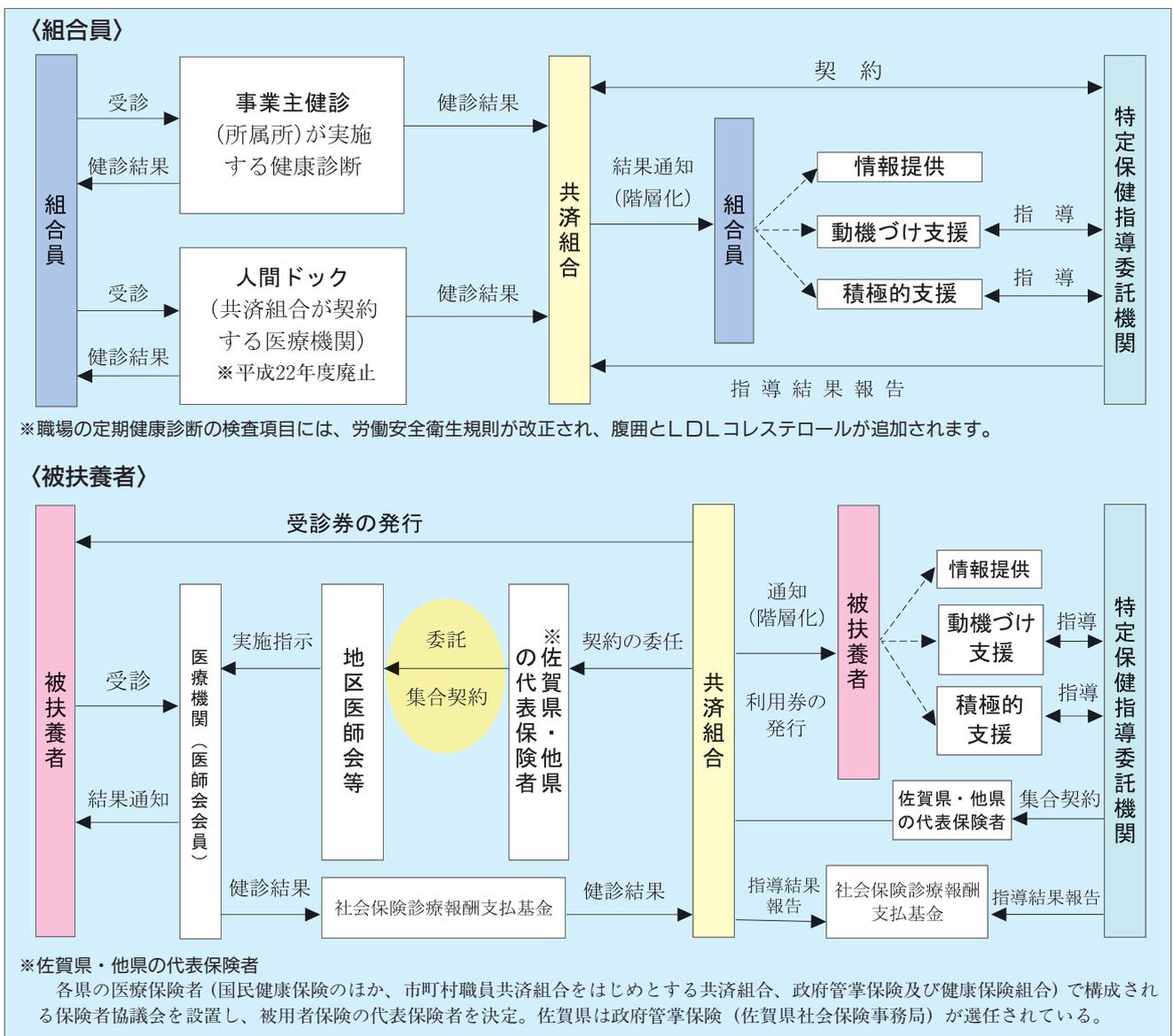
特定健診・特定保健指導が始まります

平成20年4月から、40歳～74歳の組合員及び被扶養者を対象にメタボリックシンドロームの予防・解消に着目した「特定健康診査・特定保健指導」が始まります。組合員の方の場合は、職場の定期健康診断や人間ドックの検査項目に特定健診の検査項目が全て含まれているため、その健診結果を共済組合が受け取り、特定保健指導の対象者を選定することになります。

被扶養者の方については、共済組合が発行する「受診券」を持って従来のような市町が行う住民健診や健診機関・医療機関等で特定健診を受けていただくことで準備を進めています。

なお、具体的な受診の方法等については、該当する被扶養者を有する組合員を通じての案内を予定しております。

特定保健指導については、特定健診の結果に基づき保健指導を行います。現在のところ、委託先を検討中です。



個人情報保護

特定保健指導を実施するためには、みなさんの特定健康診査の結果データをいただく必要があります。このことについては、個人情報保護の観点から佐賀県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程及び個人情報保護方針を遵守することとしております。

「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」を送付します

佐賀県市町村職員共済組合においても社会保険庁と同様に、「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」を送付します。

○ねんきん特別便の目的

年金記録に対する信頼回復のため、平成19年7月5日に政府・与党から示された「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、すべての年金受給権者及び現役加入者に対して年金の加入履歴を通知することとされており、社会保険庁では既に平成19年12月17日から順次実施されています。

これに対して共済組合においても同様に、ねんきん特別便を送付します。で、お手元に「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」が届きましたらご確認をお願いします。

○送付対象者

- (1) 組合員
- (2) 年金待機者（平成9年1月以後に退職した60歳未満の方）
- (3) 年金受給権者

○送付するもの

- ・「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」と連絡票
- ・リーフレット
- ・返信用封筒（全国市町村職員共済組合連合会行き）

お知らせの内容

- (1) 平成20年3月31日現在の共済組合制度の年金加入記録
- (2) 共済組合で把握している基礎年金番号

○送付時期

平成20年6月中旬頃（組合員及び年金待機者）
平成20年4月中旬頃（年金受給権者）

○送付方法

組合員には、共済組合から各所属所を経由して配付します。
年金待機者及び年金受給権者には全国市町村職員共済組合連合会から直接郵送されます。



○ねんきん特別便が届いたら

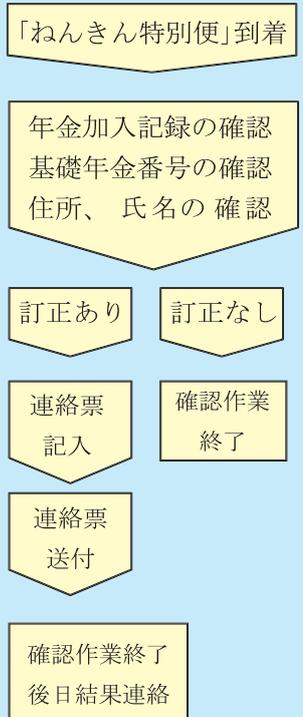
同封のリーフレットを参考に、記載されている年金加入記録、基礎年金番号、住所及び氏名の確認を行ってください。

☆記載事項に相違点がある場合

同封されている連絡票にその内容を記入し、同封の返信用封筒にて送付ください。報告いただいた内容を基に共済組合にて確認し、後日結果をご連絡します。

☆記載事項に相違点がない場合

確認作業は終了です。



被扶養者の異動手続きはお早めに

進学・就職の季節となりました。

被扶養者が、大学などに進学する場合は被扶養者の再認定の手続き、就職した場合は資格の取消しの手続きが必要となります。

なお、資格の取消しの手続きが遅れた場合には、遡って資格を取り消しますので、その間に発生した医療費等は返還していただくことになります。

| | 20年4月の状況 | 手続きに必要な書類 |
|-----|--|---|
| 取消し | ① 被扶養者が就職したとき (パートやアルバイトなどで月額108,334円以上の恒常的な収入がある場合も含まれます。) | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 組合員被扶養者証 取消日が確認できる書類 (健康保険証の写しなど) |
| 再認定 | ② 大学 (短大・大学院・大学留年も含む) へ進学するとき | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 在学証明書 (平成20年4月以降発行されたもの) |
| | ③ 専門学校・看護学校・予備校へ進学するとき、または在学中のとき | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 在学証明書 (平成20年4月以降発行されたもの) 平成20年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し 雇用証明書 (収入がある場合) |
| | ④ 18歳以上で就職、進学せず無職・無収入のとき、またはアルバイトなどの収入が月額108,334円未満のとき | <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者申告書 扶養申出書 平成20年分給与所得者の扶養控除等申告書の写し 雇用証明書 (収入がある場合) |

※1 必要に応じて、上記以外の書類を依頼することがあります。

※2 ③～④に該当する場合は、所得税法上の扶養親族であることが、被扶養者の再認定の条件となります。

平成20年度の任意継続組合員の保険料率が決定しました

「共済さが」平成19年9月号 (No.335) に掲載しました任意継続組合員の平成20年度の短期 (医療) 保険料率、介護保険料率が決定しました。1ヵ月分の任意継続掛金は、次のとおりとなります。

任意継続掛金は、次の①～③のいずれか少ない額に短期 (医療) ・介護の保険料率を乗じて算出します。

- ① 退職月の掛金の基礎給料
- ② 平均給料月額 337,000円
- ③ 退職月の掛金の基礎給料の7割の額 (退職時の年齢が55歳以上で組合員期間が15年以上ある者)

■ 短期 (医療) 給付に係る保険料 = ①～③のいずれか少ない額 × 101.475 / 1000

■ 介護保険に係る保険料 = ①～③のいずれか少ない額 × 10.0 / 1000

(40歳以上65歳未満の者が対象)



退職共済年金の請求はお済みですか？

60歳になったら次のような手続きが必要になります。

- ① 60歳になったら「退職共済年金決定請求書」を所属所を通じて提出してください。在職中に60歳になった場合、年金は退職まで支給停止となります。60歳になる前に退職されている場合は、60歳到達の翌月分から年金の支給が始まります。また、厚生年金に1年以上加入したことがある方は社会保険事務所で老齢厚生年金の請求手続きを行ってください。
- ② 退職したときは、「退職共済年金退職改定請求書」を所属所を通じて提出してください。60歳到達から退職までの在職期間を加算して、退職共済年金を改定します。また、年金の支給は退職の翌月分からとなります。

写真コンテスト入賞作品発表

キャビネの部

平成19年度「第27回写真コンテスト」にキャビネの部49点・サービスサイズの部84点の計133点の応募をいただき、ありがとうございました。

12月11日に審査を行い、次のとおり入賞作品が決まりましたのでお知らせします。



準特選 「ボク達似てるねぇ。」 白木 誠 (唐津市)

講評 「双子のおぼっちゃま?…かわいい」。作品を手に持ち、よく見ると等身大の人形さん(左)でした。思わずクスッと笑いました。生後9ヶ月の息子さんとショッピングに出かけた時の一コマだそうです。肌色、顔の輪郭、仕草。よく似ています。カメラを携帯され「面白い」と感じ、レンズを向けられた感性が素晴らしいと思いました。



特選 「レタス美人」 川浪敏明 (佐賀市)

講評 色の再現に適したリバーサルフィルムを使用した作品は、とても美しい仕上がりとなっています。収穫期を迎えた畑に入り、笑顔がこぼれる農家を生き生きととらえられています。好天時に帽子をかぶった人物を撮ると、顔に陰が表れ目や口の表情が分かりにくくなります。作品は陰をなくすためにレフ板が補助光が使われています。確かな技術とレンズの効果をうまく引き出しています。



準特選 「競い合う花火」 藤田 憲一 (佐賀東部水道企業団)

講評 熊本県八代市で行われた花火師が腕を競う大会の様様です。華やかさのアップか、開催地が分かるロングか。夏の夜を彩る花火は狙い方によって大きく違ってきます。作品は、夜空に打ち上げられた大玉から色とりどりの花火が炸裂、一瞬の美しさをうまく撮られています。多重露光でなく1回のシャッターでものにしたもので、完成度の高い作品となっています。



入選 「箸より重いものは持つな」 川原智恵子 (吉野ヶ里町)



入選 「乱舞」 高柳 丈 (佐賀中部広域連合)



入選 「ヒゴタイとトンボ」 諸永 正 (佐賀中部広域連合)



入選 「黄昏」 安部 教生 (鹿島・藤津地区衛生施設組合)

キャビネの部



佳作

「行け、行けっ！」
永吉伸一郎
(大町町立病院)



佳作
「初孫」
田代 茂幸 (大町町立病院)



佳作
「ウワツママと違うぞー！」
酒見千鶴子 (神埼市)



佳作

「酒呑童子と源頼光の兜」
太田 繁 (佐賀県市町村職員共済組合)



佳作
「まち網」
木原喜代子 (太良町)

サービスサイズの部



準特選
「いただきます」
小原和子 (嬉野市)



特選
「ゆりかごの腕」
森岡裕子 (鳥栖市)

講評 表情や仕草が“絵”になる子どもたち。この部門にはたくさんの子どもの作品が寄せられました。その中から、おじいちゃんとお孫さんが一緒にお昼寝するほほえましい光景を選びました。おじいちゃんの両腕がお気に入り“ゆりかご”に変身、夢を見ているのかな？。カメラマンになったお母さんは、冷や冷やだったかも知れませぬ。



準特選
「お姉ちゃん 僕を噛まないで！」
與猶正弘 (太良町)



入選
「うめぼし？」
安武秀寿 (鳥栖市)



入選
「くまさんに出会った♪」
赤司恭子 (鳥栖市)



入選 「にらめっこ」
山田記予美 (武雄市)

入選 「お花見楽しいな〜!」
松尾真由美 (伊万里市)



入選 「私の弟」
永石健一 (白石町)



佳作 「立ちっできた!」
大串 学 (有田町)



佳作 「お〜い! ボクも仲間に入れて」
藤田奈津美 (唐津市)



佳作 「今年も多いね! そうだね〜」
井崎佐智子 (白石町)



佳作 「音声効果!」
久原美穂 (白石町)



佳作 「は〜い! ママですよ。」
井崎えみ子 (白石町)

審査講評

佐賀新聞社編集局写真グループ長 藤瀬 福身

今回は69人の方からキャビネ49点、サービ
ス84点、計133点の応募がありました。こ
れは応募者、出品数ともに前回を大きく上回
りました。2部門の特徴を述べますと、キャ
ビネの部では四季の移ろいや催事、人物と多
岐にわたっていました。サービスの部では我
が子をモチーフにした作品が大半を占めま
した。また、キャビネの部で1点のみでした
が、佐賀県で初めて開催された「2007青
春・佐賀総体」の写真も寄せられました。

写真技師と呼ばれ「職人」の色が濃かった
昭和の時代から、誰にでも簡単に写せるデジ
タルカメラ時代になりました。より身近に
なったカメラは、興味を感じた光景にカメラ
を向けシャッターを押せば、露出やピントの
合った写真が撮れるようになりました。しか
し、作品ともなりますとカメラ任せでなく
「訴える力」や「想像力の喚起」といった見
る人の心を揺り動かすことが求められます。
漫然とシャッターを切るのではなく、アング
ルや構成を考えたいものです。

記念写真や証明写真でなく作品を撮るに
あたって、愛用のカメラボディの特徴や望
遠、標準、広角といったレンズの違いを知り、
使い分けることもインパクトを強めるうえ
で欠かせません。例えば、広角レンズは遠近
感を強調しますが、望遠レンズに比べ使い方
が難しく「絵づくり」が散漫に陥りやすいも
のです。また、余分な写り込みがあつては訴
えたいことが弱まってしまいます。作品のざ
らつきに注意しながらトリミングを行うこ
とも心掛けたいものです。

